

令和7年度 京都府高校生等修学支援事業 貸与(貸付)申請案内

- ◎ この事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金の貸与(貸付)等を行うことにより、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資することを目的としています。
- ◎ この案内を読んでいただき、貸与を希望される場合は、「手引き」を在学している学校から受け取り、申請書類を在学している学校へ提出してください。
- ◎ 貸与(貸付)を受けた修学資金は、貸与終了後、生徒本人が返還しなければなりません。修学資金の貸与(貸付)を希望される生徒・保護者は、このことを十分理解の上、申請してください。

<返還例> 貸与期間36か月の場合

		貸与月額 (円)	貸与総額 (円)	返還回数(期間) 回(年)	返還月額 (円)
修学金 (裏面①)	国公立	18,000	648,000	130(10年10か月)	* 5,000
	私立	30,000	1,080,000	108(9年)	10,000
修学支度金 (裏面①-(1))	国公立		50,000	10(10か月)	5,000
	私立		250,000	50(4年2か月)	5,000

* 端数は最終回で調整

申請資料の請求・提出先 : 在学している学校

京 都 府 教 育 委 員 会

<担当課> 教育庁指導部高校教育課・文化生活部文教課

問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府庁旧本館2階
京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係
TEL 075-414-5043

～ 京都府高校生等修学支援事業（貸付）の概要について～

高校生等修学支援事業には、4つの貸付制度がありますが、所得に応じて利用できる制度が異なります。

制度を利用できる所得のめやす

※あくまでもめやすです。

- ◆ 4人世帯で主たる生計維持者の年収が約800万円 **めやす**

「手引き
7-10」

- ◆ 4人世帯で保護者の年収の合計約472万円 **めやす**

「手引き
7-9」

- ◆ 主たる生計維持者の年収150万円

- ◆ 収入なし

《 修 学 金 》

② 修学支援特別融資 利子補給制度

- ◆ 保護者が金融機関の融資を利用
- ◆ 融資限度額
 - 国公立 648,000円
 - 私立 1,080,000円
- ※ 4人世帯で世帯全体の年収が約472万円を超え、かつ、主たる生計維持者の年収約800万円以下

① 高等学校等修学金 貸与制度

- ◆ 生徒に京都府から貸与（貸付）
- ◆ 貸与月額
 - 国公立 月18,000円以内
 - 私立 月30,000円以内
- ※ 4人世帯で世帯全体の年収約472万円以下

◎平成26年度以降入学生のうち道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯が対象である「奨学のための給付金」申請者は、その給付額に応じて「修学金」貸付額を減額調整する予定です。（生活保護受給世帯を除く。）

《 修学支度金 》

令和7年度新入生のみ

修学支度金（入学一時金）の利用はできません。

※ ①高等学校等修学金貸与制度の利用者に限り利用できます。

①-② 修学支度金特別 融資利子補給制度

- ◆ 保護者が金融機関の融資を利用
- ◆ 融資額（入学一時金）
 - 国公立 50,000円
 - 私立 250,000円
- ※ 主たる生計維持者の年収150万円以上

①-① 高等学校等修学 支度金貸与制度

- ◆ 生徒に京都府から貸与（貸付）
- ◆ 貸与額（入学一時金）
 - 国公立 50,000円
 - 私立 250,000円
- ※ 主たる生計維持者の年収150万円未満

申請 締切日 (学校へ 提出)	令和7年度 新入生	①、 ①-(1) 又は(2)	中学3年生時に「貸与予約決定」を受けた者 ・・・令和7年4月30日
			「貸与予約決定」を受けていない者で、4月分から貸与を希望する者 ・・・令和7年5月15日
		①のみ	年度途中に申請を希望する者 ・・・随時（申請日の翌月分から貸与）
	令和6年度 以前入学生	②	令和7年5月15日
		①	随時（申請日の翌月分から貸与）
		②	令和7年5月15日（分割融資コースのみ。なお、高等専門学校は対象となりません。）